

入札概要書

令和8年度食品表示ウォッチャーシステム運用保守業務

入札日 令和8年3月30日（月）

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

令和8年度食品表示ウォッチャーシステム運用保守業務

(2) 業務内容

「令和8年度食品表示ウォッチャーシステム運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

2 担当部局

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県生活環境部安全衛生課 食品表示企画担当

電話：088-621-2110 FAX：088-621-2848

電子メール：anzeneiseika@pref.tokushima.lg.jp

3 入札概要書及び仕様書の交付期間、場所及び方法

(1) 期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月24日（火）午後5時まで

(2) 場所

徳島県ホームページにおいて交付するものとする。

(3) 方法

無償で交付する。

4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、（1）から（9）までに掲げる事項のすべてに該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査を受け資格を有すると認められた者で、営業種目「情報処理」中「電算処理」、「システム開発」又は「プログラム作成」に登録されている者であること。
- (3) 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を

有する者と認められる者でないこと。

- (5) 徳島県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされていない者であること。
- (7) 過去1年以内に国又は地方公共団体と締結した業務委託契約において、契約解除条項に基づく契約解除をされたことのない者であること。
- (8) 過去5年以内に元請として国又は地方公共団体のWebシステムの運用保守業務実績があること。
- (9) プライバシーマーク付与を受けている者及び情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得している者であること。

5 入札参加の申込み

この入札に参加を希望する者は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を持参の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、県から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月24日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

「2 担当部局」に同じ。

(3) 参加資格の確認及び通知

- ア 提出期間内に申請書等を提出しない者又は入札参加資格に係る確認の結果、参加資格が認められない者は入札に参加することができない。
- イ 入札参加資格の確認の結果は、令和8年3月25日（水）までに通知する。

6 申請書等の作成

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の作成方法

条件付一般競争入札参加資格確認申請書の様式は、様式-1及び様式-2のとおりとする。この様式については、徳島県ホームページからダウンロードし、使用すること。提出部数は、様式-1から様式-2を正本1部とする。

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の留意事項

ア 会社概要等について、次の事項を様式-2に記入すること。

(ア) 会社沿革

(イ) 本店、支店又は営業所等の住所等について

(ウ) 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第4条第1項の規定による審査資格状況

イ 業務実績及び取得している認証について、次の書類を添付すること。

(ア) 過去5年以内に契約した国又は地方公共団体のWebシステムの運用保守業務に係る契約書（業務が完了したもので直近のもの1部）の写し

(イ) 取得している認証等について、取得を証明する書類の写し

7 仕様内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問受付先

「2 担当部局」に同じ

(2) 提出方法

「令和8年度食品表示ウォッチャーシステム運用保守業務に関する質問書」により、電子メールで提出すること。この様式については、徳島県ホームページからダウンロードし、使用すること。電話による問い合わせは不可とする。

(3) 受付期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月18日（水）午後5時まで

(4) 回答

回答は、令和8年3月24日（火）午後5時までに徳島県ホームページにおける本件の入札公告記事に掲載することとする。

8 資料の閲覧の期間及び場所

この業務に係る資料については、事前に連絡の上、閲覧することができる。

(1) 期間

令和8年3月11日（水）から令和8年3月24日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時30分から午後5時まで

(2) 場所

「2 担当部局」に同じ。

(3) 機密保持誓約書の提出

閲覧を希望する者は、「機密保持誓約書」を提出すること（閲覧当日の提出可。）。この様式については、徳島県ホームページからダウンロードし、使用すること。

9 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時

令和8年3月30日（月） 午前10時

(2) 場所

徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁10階 とくしま消費者行政プラットフォーム会議室

(3) 入札書の提出方法

持参によるものとする。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 開札

(1) 及び(2)の日時、場所において、入札の終了後直ちに、入札者立ち会いのもとで行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは、この入札に関係のない職員を立ち会わせて行う。

10 入札手続

(1) 入札書の作成（「入札書記載例」参照）

入札書は所定の様式によるものとし、次に掲げるところにより作成しなければならない。入札に係る様式については、徳島県ホームページからダウンロードし、使用すること。

ア 入札書には、入札金額、入札業務、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を明確に記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

エ 「住所」及び「氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。

(ア) 代表者が入札する場合は、代表者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の役職及び氏名）を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた者の住所及び氏名（法人、組合等にあつては、当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の役職及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。なお、代理人が法人又は組合等の社員である場合は、法人又は組合等の住所、法人名又は組合名等（支店・営業所名等）及び氏名を記載することも可とする。

(2) 入札書の提出

入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた入札者は、本入札概要書及び徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）に基づき、入札書を「9 入札及び開札の日時及び場所等」の日時、場所に提出すること。なお、入札者は、その提出した入札書を書き換え、または撤回することができない。

(3) 入札者

入札は、入札参加資格の確認を受け、資格があると認められた本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」を提出するものとする（「委任状記載例」参照）。

(4) 入札の方法

ア 入札の方法は、総価で行うものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 見積りに当たっては、この入札概要書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

(5) 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則第18条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

(6) 再度入札

開札の結果、落札者がいない場合においては、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

なお、第1回の入札において入札書の内容不備により無効となった者も、再度入札には参加させることができる。

(7) 入札の無効等

次の各号に該当する入札は無効とする。

ア 「4 入札に参加する者に必要な資格」に規定する入札参加資格のない者の行った入札

イ 記名のない入札

ウ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札

(ア) 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの

(イ) 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの

(ウ) 「入札業務」で業務名の記載のないもの、または記載を誤ったもの

(エ) 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの

(オ) 委任状を持参しない代理人のした入札

(カ) 同一事項に対してした2通以上の入札

(キ) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

1.1 契約の締結

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

1.2 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者のうち、参加資格がない旨の通知を受理した者は、徳島県知事に対してその理由を、その通知を受けた日の翌日から起算して7日

(県の休日を除く。)以内に書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

(2) (1)に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

13 その他

(1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 入札に参加する者は、必ず次のものを持参すること。

ア 入札書及び封筒 1通

封筒には、「入札案件 令和8年度食品表示ウォッチャーシステム運用保守業務」を記載すること。

イ 委任状（代理人が入札する場合） 1通

ウ 顔写真付きの身分証明書

（委任状における受任者及び入札書における代理人の住所が法人又は組合等の住所であるときは、法人又は組合等の顔写真入りの社員証等）

エ 再入札書及び封筒の予備（再入札時に使用） 1通

(3) その他

ア 申請書等及び入札書の作成並びに提出に要する費用は提出者の負担とする。

イ 申請書等に虚偽の記載をした場合は、提出された条件付一般競争入札参加資格確認申請書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ 提出された申請書等は返却しない。

エ 申請書等の受領後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、県が要求した場合は、この限りでない。

オ 落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。

カ 落札者が落札時から契約締結時までの間に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には契約を締結しないこととする。また、契約後に判明した場合は契約を解除する。

キ 入札結果及び参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するため、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。